

事務所だより 11月号 . . . 渡邊秀幸税理士・社会保険労務士事務所

2023年11月02日

いつもお世話になっております。

秋も深まり、冷え込んで参りました。
お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

目次

2023年11月の税務

海外転勤=国外転出届で変わる - 税金・健康保険・年金

電子帳簿保存の電磁的記録媒体

億万馬券の手取りは？

2023年11月の税務

11月10日

10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日

所得税の予定納税額の減額申請

11月30日

所得税の予定納税額の納付（第2期分）

特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

9月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごと

の中間申告＜消費税・地方消費税＞

消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

個人事業税の納付（第2期分）（11月中において都道府県の条例で定める日）

海外転勤=国外転出届で変わる - 税金・健康保険・年金

国外転出届をすると国内住所がなくなる

1年以上の予定での海外転勤となると、居住している自治体に転出届を提出します。転出先として国外の住所を記載するので国外転出届となります。この届出により、国内に住所はなくなります。国内に住所がなくなることで、住所を基に課される税金や保険・年金の扱いも変わってきます。

所得税・住民税

国内に住所がなくなると、所得税法上の納税義務者区分は、非居住者となります。

給与以外の所得がなければ、日本での所得税の課税はなく、勤務先国での税法に従った課税となります（駐在期間中の自宅を他人用の賃貸に出すなど、給与以外の日本国内源泉所得がある場合は、日本での確定申告が必要となることもあります）。

個人住民税は、その年の1月1日時点で市町村（都道府県）に住所がある者に対して課税されます。そのため、住所がなくなった翌年からは、帰国して住所を持つこととなるまで、住民税は課されないこととなります。

社会保険・国保・年金

赴任前の国内会社から継続して国内払い給与があれば、海外赴任中も各種社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険など）の被保険者資格は継続となります。厚生年金につき、赴任先国と日本との間で年金協定があれば、2つの国での二重払いを回避できます。

健康保険が継続していると、海外赴任中に急な病気やけがなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合に、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる海外療養費制度が使えます。

一方、雇用主が駐在先の現地法人となる場合には、現在の日本での被保険者資格を喪失することとなります。その場合は厚生年金から国民年金への切り替えや健康保険の任意継続などの手続きが必要となります。

国民年金は、日本国籍者であれば、海外居住でも任意加入できます。国民年金に任意加入する目的としては、年金をもらう条件として必要な加入期間を充足させることと将来もらえる年金額を減らさないためなどです。なお、海外在住者に国民健康保険の任意加入制度はありません。

電子帳簿保存の電磁的記録媒体

電磁的記録媒体って何？

電子帳簿保存法では、国税関係帳簿書類の保存義務者は、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して国税関係帳簿を作成する場合に、一定要件下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができることとされています。では、「電磁的記録」は、どんなものに保存するべきでしょうか。国税庁のWebサイトに具体的なものとして挙げられているのは、ハードディスク・CD・DVD・磁気テープ、もしくはCOM（電子計算機出力マイクロフィルム）等とされています。

ただ、法令解釈を見てみると、「法律上媒体を具体的に限定するような規定は存在せず、保存義務者の任意の選択で良い」とされています。

ところで磁気テープって何？

若い人の中には「磁気テープって何だ？」と思った方もいらっしゃるかもしれませんが。昔は音楽を聴くのに使う「カセットテープ」やテレビ番組などを録画しておく「ビデオテープ」といったものがメジャーでした。磁気を帯びたテープが円形に巻き付けてある記録媒体で、動画等の早戻しを「巻き戻し」と言う方がいるのは、このテープの巻きに由来しているものです。

最近是一般の方には縁遠いものになりつつある磁気テープですが、データ保存の規格であるLT0テープというものが活躍しています。容量あたりの価格が安く、データ保存時の電力消費量も低いため、大容量データのバックアップ等に活用されているようで、グーグルやマイクロソフトといった大企業も利用しています。

保存は良いけど提出はNG

そんな磁気テープですが、令和4年度税制改正において、給与支払報告書やe-Taxによる法人税等の確定申告の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープの提出が除外されています。

磁気テープは保存性や容量で比較すると他の媒体に比べ優位であるものの、そのデータを読み込むドライブの価格が、とても高いのです。規格が異なると読み込みもできなくなるため、常に最新のドライブを購入し、古いものも使えるように維持する費用を考えると、除外もやむなしといったところでしょうか。

億万馬券の手取りは？

JRAが発売した『WIN5』で、4億2318万30円の超高額配当が飛び出しました。WIN5とは指定された5レースすべての1着を当てる馬券のこと。この日の対象レースでは5レースともに1番人気が敗れるなど結果が荒れ、配当額が表示されると競馬場は騒然となりました。的中馬券は1票だったそうです。

的中させた人は1日で億万長者の仲間入り。もし自分なら4億円を何に使おうかと夢見てしまいそうですが、残念ながらこれは全額が「手取り」になるわけではありません。

法律で当選金が非課税になることが定められている宝くじなどと異なり、競馬の払戻金は所得税の対象。専用の予想プログラムなどを用いて網羅的に馬券を購入しているケースなどを除き、偶発的な収入である「一時所得」に含まれます。

一時所得では、給料など他の所得と合算した上で、50万円の控除額を差し引いた残額の2分の1に、金額に応じた税率がかかります。仮に今回の万馬券を当てた人に他の収入がない場合、単純計算で約2.1億円に税金がかかり、最高区分の45%の税率が適用されます。9千万円程度が税金に取られ、手取りは3億円余りということになります。

競馬の当選金を確定申告しない人も多いそうですが、今回のようにニュースに取り上げられたケースでは当局もみすみす見逃しはしません。素直に税金を納めて、残額の使い道を考えることになりそうです。

< 情報提供：エヌピー通信社 >

渡邊秀幸税理士事務所
watanabe.tax@gmail.com